

税務課からのお知らせ

届け出・問い合わせ先 税務課 (☎43-7125) または上下支所総務係 (☎62-2111)

償却資産の申告は1月25日までに

平成28年1月1日時点で市内に償却資産を所有している人は、その資産について申告する必要があります。

申告期限は平成28年2月1日(月)ですが、なるべく平成28年1月25日(月)までに申告してください。

償却資産とは

会社や工場、商店などの事業を営んでいる人が、その事業のために用いている機械、器具、備品などの資産のことです。

家屋を取り壊したら届け出を

12月末までに家屋を取り壊し、まだ届け出をしていない人は、早急に「家屋の取り壊し届」を提出してください。

提出がないと、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。

持参するもの 印鑑

※「家屋取り壊し届」は、税務課および上下支所総務係にあります。

太陽光発電設備についても申告が必要です

土地や家屋に太陽光発電設備を設置した場合、償却資産として課税される場合があります。

償却資産の対象となる太陽光発電設備を設置している場合は、申告をお願いします。

■償却資産として申告が必要な場合

- ▷法人および個人事業者が設置した太陽光発電設備
- ▷個人が売電のために設置した発電出力10kW以上の太陽光発電設備

■太陽光発電設備についての固定資産税の特例措置

太陽光発電設備については、課税標準額が3年間軽減される措置があります。

特例適用を受ける場合は、申告時に経済産業大臣の認定書の写しを添付してください。

とき 平成28年3月6日(日)
9時30分～12時ごろ
※受け付けは9時～。
ところ 古府の森(元東小学校)
対象 市内在住の人
定員 先着200人
※小学生以下は、保護者の同伴が必要です。
参加料 無料
持参するもの タオル、飲み物、帽子、雨具
※運動のしやすい服装と靴で参加してください。小雨決行です。
申し込み方法 市役所、リフレ、府中市文化センター、ウッドアリーナ、上下支所、上下保健センター、各公民館にある申込書を、リフレまたは上下保健センターへ提出してください。

ウォーキングコースは2種類！

汗かきコース	ふれあいコース
5.7kmを早歩きします。 古府の森→お祭り広場→慶照寺→三室橋→甘南備神社→川上橋→県道木野山府中線→首無地藏→古府の森	3.7kmをゆっくり歩きます。 古府の森→お祭り広場→慶照寺→首無地藏→古府の森

家族や地域のひと、府中のまちを楽しく歩きませんか
ふれあいウォーキング
参加者を募集します

問い合わせ先 健康医療課元気づくり係
(リフレ内) ☎47-1310

申し込み期限 平成28年1月29日(金)

